

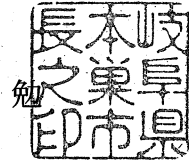


本巢市告示第142号

市税に関する申告等の期限の指定について

令和6年12月20日

本巢市長 藤原



本巢市税条例（平成16年本巢市税条例第53号。以下「条例」という。）
第18条の2第1項の規定により、令和6年本巢市告示第7号において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に到来するものについては、令和7年1月31日とするので、条例第18条の2第2項の規定により告示する。

指定地域

石川県七尾市及び羽咋郡志賀町